

人工透析患者等見舞金支給事業の見直しについて（答申案）

人工透析患者及び在宅酸素療法者は、生涯にわたり透析又は酸素療法を受け続ける必要があり、そのために生ずる負担に対して、人工透析患者については通院にかかる交通費の補助として、在宅酸素療法者については在宅療法のための電気料金の補助としての名目で、見舞金が支給されてきました。

人工透析患者及び在宅酸素療法者とともに見舞金が支給されていた難病患者については、一部の疾患の患者のみを支給対象としているため不公平感があること、平成 25 年 4 月施行の障害者総合支援法において障害福祉サービスの対象者に難病患者が加えられたことなどの理由により、平成 24 年度末をもって見舞金の支給対象ではなくなる一方、人工透析患者及び在宅酸素療法者については存続されてきました。

この見舞金支給事業は、用途を限定せずに一律現金を支給するものであり、創設当初から 20 年以上経過した今、その支援のあり方が時代にそぐわないものとなっていること、また、すでに見舞金が廃止された難病患者と公平を図るべきであることなど、見直す必要が生じています。

これらのことから、人工透析患者及び在宅酸素療法者に対する見舞金は平成 26 年度末をもって廃止することが適当と判断します。

なお、人工透析患者のうち、通院時の交通手段に支援を必要とする方に対しては、必要な支援策を講ずることを検討されるよう申し添えます。